

江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金

認可外保育施設を定期利用する児童の保護者に対する利用支援として、保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

東京都の「第1子保育料無償化」の開始に伴い、本区においても令和7年9月分より補助額等の拡充を行います。

(この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに補助事業の内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください)

1. 補助対象

- 利用児童(注1)とその保護者が、認可外保育施設を定期利用している月に江戸川区に在住していること。

注1 認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育、居宅型訪問保育、家庭的保育、事業所内保育所)、幼稚園を利用している児童を除きます。

- 補助の対象となる月に「保育の必要性」があること。
- 補助の対象となる月の初日に利用施設に在籍しており、保育料を納付していること。

2. 補助対象施設(注2)

注2 補助の対象となる月に「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている必要があります

- 認可外保育施設
- 認証保育所

3. 補助の対象となる費用

- 利用児童の保護者が対象施設に納付した、定期利用の保育料(注3)

注3 給食費(食材料費)、通園送迎費、教材費、行事参加費、入園料等は補助の対象外です。

- 利用児童が国の無償化(幼児教育・保育の無償化)の適用を受けている場合は、「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」が補助の対象となる費用です。

4. 補助の内容等

施設の種類	利用児童の区分(注6)			補助対象月	補助の月額上限	備考
認可外保育施設	0歳から2歳まで	課税世帯	第1子	4月～8月	37,000円	
				9月～3月	80,000円	
		第2子以降		4月～8月	50,000円	
				9月～3月	80,000円	
	3歳から5歳まで	非課税世帯		4月～8月	8,000円	注4・注5
				9月～3月	38,000円	
		第1子		4月～8月	(対象外)	
				9月～3月	40,000円	
認証保育所	0歳から2歳まで	課税世帯	第1子	4月～8月	37,000円	注7
				9月～3月	80,000円	
		第2子以降		4月～8月	50,000円	
				9月～3月	80,000円	
	3歳から5歳まで	非課税世帯		4月～8月	8,000円	注4・注5
				9月～3月	38,000円	
		第1子		4月～8月	(対象外)	
				9月～3月	40,000円	
			第2子以降	4月～8月	20,000円	
				9月～3月	40,000円	
				4月～8月	20,000円	
				9月～3月	40,000円	

注4 補助の対象となる費用は「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」です。

注5 本補助と、「国の無償化部分(施設等利用費)」を同時に請求できます。

注6 利用児童の年齢は、令和7年4月1日時点の年齢を適用します。

利用児童の出生順は、年齢を問わず生計を同じくする兄・姉から数えた順番を適用します。

注7 認証保育所を定期利用する0歳から2歳までの児童の保護者に対する利用者支援は、

「認証保育所保育料負担軽減補助」にお申込みください。



5. 補助の条件と必要書類

利用児童の年齢や出生順番等により申請手続きが異なります。補助要件をよく確認いただき必要書類をご提出ください。

(1) 認可外保育施設の補助要件

ア 0歳から2歳クラスに在籍する課税世帯の利用児童

補助の条件

補助の対象となる月に、保護者のいずれもが保育の必要性があることが書類等で確認できること。

補助の手続きに必要な書類

- ① 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(及び領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書)」
定期利用している認可外保育施設から発行してもらいます。
- ② 江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書兼請求書【認可外保育施設用】
保護者が作成します。
- ③ 補助の対象月に、保護者のいずれもが保育の必要性があることを確認できる書類(注8)
- ④ 補助金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認がとれるもの(通帳又はキャッシュカードのコピー) ※④は2回目以降の請求で、前回と変更がなければ提出不要です。

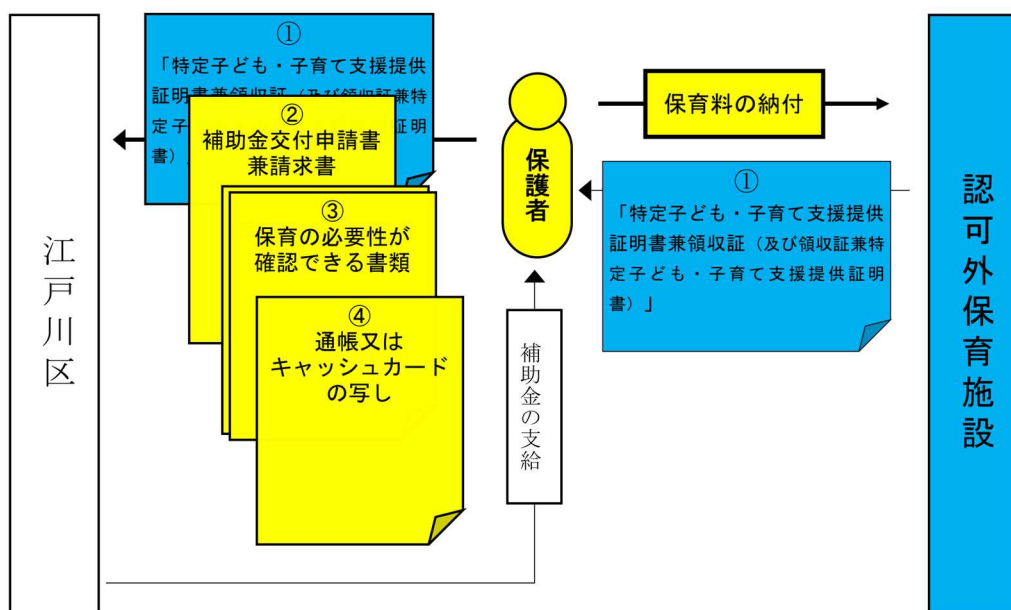
注8 ③は昨年度に提出済の場合も、今年度分として令和7年4月1日以降の書類が改めて必要です。

保育の必要性和確認書類

保護者の状況		保育の必要性が認められる期間	必要書類
就労	月 48 時間以上（通勤・休憩時間を除く）働いているとき	証明書の就労期間の間	「就労証明書」（注9）
	（48 時間未満の場合は、「求職活動」となります）	3か月	
	採用予定（内定）の場合		
妊娠・出産	出産のため準備・休養が必要なとき	出産予定月とその前後2か月の計5か月間	母子健康手帳の表紙および分娩予定日が記載されたページの写し
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、保育が困難なとき	疾病・障害等で保育が必要と認められる期間	診断書（お子様の保育が困難であることの記載が必要）又は障害者手帳等の写し
介護・看護	同居している病気の方や障害者を常時介護・看護しているとき 病院や施設に継続的に付き添いをしているとき	介護・看護で保育が必要と認められる期間	介護・看護状況申告書（注9）
就学	就学・技術習得等のため外出を常態とし、保育にあたることができないとき （注）月 48 時間以上の授業を受けている場合に限ります。	在学終了月末まで	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）と時間割表
求職活動	求職活動をしているとき	3か月	「就職活動状況報告書」（注9）

保育の必要性が認められる期間中に、保護者の状況が変化した場合は、変化が生じた月中に変化後の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

注9 区指定の様式を使用してください。



イ 0歳から2歳クラスに在籍する非課税世帯の利用児童**補助の条件**

補助の対象となる月に、利用児童が施設等利用給付新3号認定を受けていること。

(施設等利用給付『認定』を受けるためには、本補助とは別に手続きが必要です)

詳しくは、「幼児教育・保育の無償化(認定)」をご確認ください。

補助の手続きに必要な書類(「国の無償化部分(施設等利用費)」と同時に請求できます)

- ① 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(及び領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書)」
定期利用している認可外保育施設から発行してもらいます。
- ② 「施設等利用費請求書(償還払い用)及び江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書兼請求書」
保護者が作成します。
- ③ 補助金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認がとれるもの(通帳又はキャッシュカードのコピー) ※③は2回目以降の請求で、前回と変更がなければ提出不要です。

ウ 3歳から5歳クラスに在籍する利用児童

補助の条件

(4月から8月まで)3歳から5歳クラスに在籍する第2子以降の利用児童で、

補助の対象となる月に利用児童が施設等利用給付新2号認定を受けていること。

(9月から3月まで)3歳から5歳クラスに在籍する利用児童で、補助の対象となる月に利用児童が施設等利用給付新2号認定を受けていること(第1子を補助対象に拡大)。

補助の手続きに必要な書類(「国の無償化部分(施設等利用費)」と同時に請求できます)

- ① 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(及び領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書)」
定期利用している認可外保育施設から発行してもらいます。
- ② 「施設等利用費請求書(償還払い用)及び江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書兼請求書」
保護者が作成します。
- ③ 補助金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認がとれるもの(通帳又はキャッシュカードのコピー) ※③は2回目以降の請求で、前回と変更がなければ提出不要です。

(2) 認証保育所の補助要件

ア 0歳から2歳クラスに在籍する課税世帯の利用児童

0歳から2歳までの児童の保護者に対する利用者支援は、「認証保育所保育料負担軽減補助」にお申込みください。

イ 3歳から5歳クラスに在籍する利用児童

補助の条件

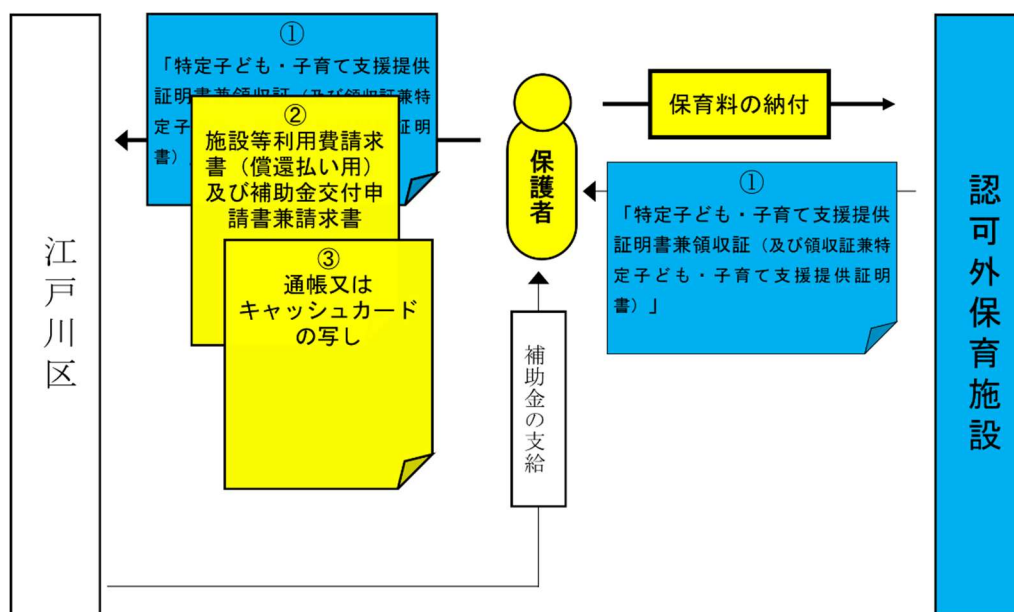
(4月から8月まで)3歳から5歳クラスに在籍する第2子以降の利用児童で、

補助の対象となる月に利用児童が施設等利用給付新2号認定を受けていること。

(9月から3月まで)3歳から5歳クラスに在籍する利用児童で、補助の対象となる月に利用児童が施設等利用給付新2号認定を受けていること(第1子を補助対象に拡大)。

補助の手続きに必要な書類(「国の無償化部分(施設等利用費)」と同時に請求できます)

- ① 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証(及び領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書)」
定期利用している認可外保育施設から発行してもらいます。
- ② 「施設等利用費請求書(償還払い用)及び江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書兼請求書」
保護者が作成します。
- ③ 補助金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認がとれるもの(通帳又はキャッシュカードのコピー) ※③は2回目以降の請求で、前回と変更がなければ提出不要です。



(3) 請求の期限

- 令和7年4月分(月48時間以上の利用契約を締結している月分)から、毎月請求いただくことも数か月まとめて請求いただくことも可能です。
- 提出方法は、江戸川区役所子育て支援課(3階7番窓口)に持参又は郵送です。
- 今年度分の補助の最終請求期限は、令和8年4月15日(水曜日)までです。
請求期限を過ぎた場合、補助金の支給はできません。
(最終請求期限は、令和8年3月31日から変更になりました)

6. 問い合わせ先及び提出先

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

子ども家庭部子育て支援課施設利用給付係

電話:03-5662-1012(直通)

